

大東市新庁舎整備基本方針（素案）

1. 新庁舎整備の必要性

現庁舎は昭和40年に本庁舎が建設されてから、50年余りが経過しており、この間、増築等を行ってきましたが、各種窓口の狭隘化、庁舎機能の分散化といった問題を抱えています。

また、平成20年度に本庁舎の耐震診断を行ったところ、本庁舎の大部分において、「大地震動により倒壊し、又は崩壊する危険性がある、又は危険性が高い」との診断結果が出されています。

市民が安心して庁舎を利用するためには、庁舎整備に早期に取り組む必要があります。庁舎整備においてどのような視点により、整備することが望まれるかという方向性を導き出すことが必要です。

本市では、「大東市庁舎の在り方等に関する審議会」を設置するなど、様々な立場の皆様から意見をいただくとともに、市議会においても、特別委員会が引き続き設置されるなど、庁内・庁外問わず、庁舎・行政の在り方について議論を進めてまいりました。これらのご意見を参考に、庁舎整備にかかる基本的な考え方を「基本方針」としてここに示すものです。

2. 新庁舎整備の基本方針

本市では、「あふれる笑顔幸せのまち大東づくり」をめざし、市内に住む人、働く人のすべてが生涯、笑顔で生きがいをもち、明るく快適に暮らせるよう施策を推進しています。

その中で、市庁舎は行政手続きや相談窓口など、様々な市民ニーズの受け皿として、また、災害時には危機管理・災害対策の拠点として市民の安全を担保する施設でなければなりません。

今後、時代の流れとともに行政のデジタル化や働き方の改革が進み、行政事務の多くが見直されることが予想され、業務の変動によっては庁舎建物に柔軟な対応が求められます。時代が変化していく中で、市民にとって常に利便性が高いサービスを追求していくことが必要であり、さらに、庁舎は住民自治の拠点として、その存在は身近にあり続けるものと考えられます。

これらを踏まえ、次の5つの方針を示します。

(1) 大規模災害時でも市民の安全・安心を守り、事業継続が可能な庁舎

昨今の全国的な大規模災害の発生や将来の発生可能性を鑑みると、大地震への庁舎としての耐震性能を確保し、起こりうる大規模浸水を想定した構造により、建物の安全を確保し、来庁者をはじめとした市民や職員の生命を守ることが最も重要です。

また、災害時の司令塔として迅速な対応を取るための活動拠点として、必要な行政機能を継続することができる機能を備える庁舎をつくる必要があります。

(2) 利便性が高く機能的で、誰もが利用しやすい庁舎

来庁者が訪れやすいよう庁舎へのアクセス性を考え、市民が利用しやすいよう窓口部門の集約化、ワンストップ化をすすめるとともに、人権尊重の視点にも十分配慮した相談窓口や待合スペースの確保など、来庁者に分かりやすく、機能的に市民サービスが提供できる庁舎づくりを目指す必要があります。

ユニバーサルデザインを採用し、合理的配慮の考え方を最大限取り入れるなど、快適で安全な室内空間を創出し、高齢者や障害者、子ども連れなど誰もが不自由なく利用できる庁舎づくりを行うことが重要です。

(3) 時代の変化に対応できる未来志向の庁舎

今日のICTをはじめとする技術革新はめざましく、日々新しい技術が生まれています。これらを活用し行政サービスを改善していくことは市民の利便性を高めるものです。

市民ニーズの変化に対応し、ICTやAIなど先進的技術を積極的に取り入れ、オンラインで手続・相談が完結できるなど、旧来の仕組みにとらわれることのない、時代に見合った庁舎をめざす必要があります。

また、中長期的にも、それらの将来的な変化に対応できる柔軟性のある庁舎に向けて、取り組んでいく必要があります。

(4) 簡素で経済性に優れ、環境や景観に配慮した庁舎

庁舎の整備や施設運営コストについては、税（＝市民負担）で賄われることを十分念頭に置き、必要最小限に留めていく姿勢が重要です。整備にあたっては市有地を活用するなど、整備にかかる初期費用を最小限に抑えつつ、経済性を重視したシンプルで機能的、合理的な庁舎を目指していく必要があります。

その在り方の一つとして、サテライト方式なども視野に入れるなど、市域全体を見渡しながらか、庁舎機能を全体最適化していくとともに、維持管理にかか

る費用などが将来的に過度な財政負担とならない庁舎を目指していくことが重要です。

世界的に環境問題が議論される中、ハード整備やその維持管理においては、地球温暖化への対応、省エネルギー化など環境の視点を十分に取り入れるとともに、良好な景観形成に努め、将来世代に大きな負荷を与えないよう取り組みを行うことが必要です。

(5) 市民・行政の共創の場となる庁舎

庁舎は多くの市民が利用し、地域にも影響を与えうる公共施設です。市民交流の起点にもなり、様々な地域課題について、地域住民とともに解決していく拠点でもあります。

まちづくりの発展との関連性を十分に考慮することが必要であり、市の基本方針や各種計画との整合性を図りながら、市民・行政が一体となって、まちづくりを進めることが必要です。

3. 庁舎整備の基本的な方向

令和2年、全世界に発生したコロナウイルス禍は、大地震や豪雨だけではない災害という、これまでに我々が経験したことのない甚大な影響を社会全体にもたらすとともに、その在り方に大きな示唆を与えました。

自然災害と同様に、経済・社会生活が麻痺し、行政サービスが停滞するという現実が発生しました。いかなる災害にも対応でき、また、行政サービスを切れ目なく提供するためには、デジタル化の加速は必須であり、また、行政の担うべき役割や職員の働き方を見直していくことは喫緊の課題です。

今後、庁舎整備を進めるにあたり、先に挙げた5つの方針を念頭に、今日の現実を直視し、庁舎整備を進めるための整備手法などについて十分整理することとします。

「防災」・「危機管理」の視点をはじめ、「簡素」、「便利」、「経済性」、「信頼」といったキーワードを兼ね備えた庁舎整備にあたっては、従来の「ハコモノ」を整備するという発想から脱却した柔軟で斬新な考え方が必要です。

特に重要な視点となるのは、

- ・将来的な変化に柔軟に対応できること

- (人口減少や手続きの簡素化による来庁者減少 等)
- ・ ICT や AI など先進的技術を十分に活用した利便性の高い施設であること
(オンライン申請、ペーパーレス化、モバイル職員等)
 - ・ 効率的かつ効果的に住民サービスを提供できる職員の働き方や役割を追求すること
 - ・ 防災拠点としての考え方を確立しておくこと

です。

新規の建設はもとより、既存施設のリニューアル、民間施設の活用なども検討することが必要です。具体的には、新規建替えや耐震補強など、様々な手法を比較検討するとともに、必要な施設規模や市民・職員数の減少、業務の効率化など、将来的な変化に対応する柔軟性を備え、どの時点においても行政サービスの最適化が図られる庁舎・行政組織としていくことが重要です。

以上のことを基本として、今後、早急に庁舎整備にかかる施設規模・機能や整備手法について具体化することとします。